

令和2年度岡山市医療扶助適正化業務委託に係る質問回答

令和2年1月31日

岡山市保健福祉局生活保護・自立支援課

番号	項目	質問内容	回答
1	企画競争実施の公示 1p 3 参加資格	参加業者が再委託を行い、本委託業務を遂行することは問題ないでしょうか。	本業務を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、その承認を得ていただく必要があります。 ただし、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることは禁止されています。（岡山市契約規則第38条、59条）
2	仕様書案 1p 4 業務内容 (1) 健康診査等受診勧奨通知作成	受診勧奨通知の印刷業務において個人情報に含まれるでしょうか。 また印刷及び3つ折り作業の業務内容は再委託の取扱いとなりますか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診勧奨通知に宛名等個人情報は記載しません。</li> <li>・印刷等の再委託について、上記番号1の回答のとおり委託者の承認を得ていただく必要があります。</li> </ul>
3	仕様書案 1p 4 業務内容 (1) 健康診査等受診勧奨通知作成	受診勧奨通知には、宛名は入るか？(窓あき封筒を想定しているか？) 宛名が入る場合、通知する対象者は、市が提供するのか？ 抽出条件があるのか？	上記番号2の回答のとおり、宛名は入りません。
4	仕様書案 1p 4 業務内容 (2) 健康診査等受診勧奨通知に関するコールセンターの設置	受診勧奨通知に関するコールセンター設置についてこれまでの実績有無についてご教示ください。 (実績ありの場合、問い合わせ件数等の実績)	平成28年度から4年間、本委託業務においてコールセンターを設置しています。今年度（令和元年度）の問い合わせ件数は、下記のとおりです。 5月：14件、6月：26件、7月：7件、8月：3件 合計50件

番号	項目	質問内容	回答
5	仕様書案 1p 4 業務内容 (2) 健康診査等受診勧奨通知に関するコールセンターの設置	健康診査等受診勧奨通知に関する問い合わせについて、どのくらいの件数を想定しているのでしょうかご教示ください。	1ヶ月あたりの最大件数として、約50件程度を想定しています。
6	仕様書案 1p 4 業務内容 (2) 健康診査等受診勧奨通知に関するコールセンターの設置	コールセンターの環境について、設置基準等ございますかご教示ください。	コールセンター個別の設置基準はありません。
7	仕様書案 2p 4 業務内容 (3) レセプトデータ等を活用した分析業務 ①向精神薬の重複処方該当者リストの作成	「各福祉事務所別リスト」とありますが、福祉事務所ごとにリストを複数作成するという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおり、各福祉事務所（6箇所）ごとに複数リストの作成をお願いします。
8	仕様書案 2p 4 業務内容 (3) レセプトデータ等を活用した分析業務 ②健康診査データお願い及びレセプトデータによる指導対象者分析	健診データに、受給者データと突合できる項目（ケースNo, 員No など）はあるか？	ケースNo、員Noなど共通するNoはないため、氏名、生年月日等の複数項目で突合することになります。
9	仕様書案 3p 6 履行場所 (1) 受託者は… 前項の作業場所は、「作業場所に関する報告書」によって、あらかじめ委託者へ届け出た承を得ること。	「作業場所に関する報告書」について、どのような項目の記載が必要でしょうかご教示ください。	下記内容について記載いただく予定です。 1. 作業名 2. 作業場所 3. 作業場所の権利関係（自社所有、賃貸、その他） 4. 同所における作業従事者状況（管理者数、作業員数、その他（管理部門等）人数） 5. 資料等保管庫の状況（場所、構造、鍵の管理方法）